

○財務省告示第三百十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四十四回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に財務大臣が各国債市場であつて、財務大臣が行われる入札
- 四 発行方法

五

方募

イ 入札競争

ハ 入札競争

六

イ 発

ロ 入札競争

場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者」をいう。）及び価格競争入札発行の決定を、財務大臣が各国債市場特別参加者による発行（以下「国債市場特別参加者」をいう。）

各申込みのうち応募額の高低も申込みの応募額を順次割り当てられる。各申込みの応募額を案分により割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で二兆千七百九億円

十 十
一 一
発

ロ

十 十
三 二

十 十
四 四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入 行 争 格 日
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 ` 入 行 争 格 日

初 期 利 子

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 二 十 八 年 十 月 六 日
額 七 額 平
面 銭 面 成
金 以 金 二
額 上 額 十
百 の 百 八
円 そ 円 年
に れ に つ 十
つ ぞ っ き 月
き の 百 六
百 一 一 日
円 募 円 五
五 価 五 十
十 格 十

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 込 む も の と 規
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{16}{365}$$

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

十六日 償還期限 利子をその日以前六月間に属する

十七日 償還金額 平成三十八年九月二十日 額面金額百円につき百円

十八日 元利支 日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十九日 入札参加 平成二十八年十月六日

二十日 払込期日